

のぼり旗の貸出について

～申請から返却までの流れ～

①消費者庁ウェブサイト申請フォームより申込

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/#flag



②消費者庁にて申請内容を確認し、のぼり旗を送付



③イベント等で使用



④使用後は汚れなどがないか、確認し、汚れた場合は、洗浄



⑤速やかに消費者庁の下記住所宛に返却

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 7 階

消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

T E L : 03-3507-9244

※のぼり旗の貸出条件

- ・返却日を順守すること。
- ・のぼり旗を紛失・破損した場合は、速やかに食品ロス削減推進室に連絡すること。
- ・のぼり旗により物損事故・人身事故を問わず、万一、事故が発生した場合は、速やかに食品ロス削減推進室に報告するとともに、申請者によって一切の責任を負うこと。
- ・のぼり旗の使用を中止する場合は、速やかに物品を返却すること。
- ・消費者庁は申請者への送付費用のみを負担する。のぼり旗の返却及び発生した洗浄等の費用については、申請者が負担すること。